

温室効果ガス削減計画

1 事業の概要

(1) 事業所の名称

佐藤農機鑄造株式会社

(2) 事業所の所在地

広島県福山市手城町3-25-25

(3) 業種

2251 鋳鉄鑄物製造業(鑄鉄管, 可鍛鑄鉄を除く)

(4) 事業所位置図
別紙のとおり

2 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度を基準年度とし、平成29年度から平成32年度までの4年間とする。

3 計画の基本的な方向

第2種エネルギー管理指定工場として、エネルギーの使用の合理化を進め、温室効果ガスの排出抑制に努めていきます。

4 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算）

【エネルギー起源二酸化炭素】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
	基準年度	直近年度
	平成22年度	平成28年度
二酸化炭素	3,725	4,739

【非エネルギー起源二酸化炭素】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
	基準年度	直近年度
	平成 年度	平成 年度
二酸化炭素		

【その他温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
	基準年度	直近年度
	平成 年度	平成 年度
メタン		
一酸化二窒素		
その他 温室効果 ガス (HFC PFC SF6 NF3)		

5 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

《排出量を削減目標とする場合》

単位：排出量 (t-CO₂)，削減率 (%)

温室効果ガスの種類	基準年度 (平成22年度)		削減目標		目標年度 (平成 年度)
	排出量 (a)	削減率 (b)	削減量 (c)	削減率 (b)	排出見込量 (d)
エネルギー起源CO2					0
非エネルギー起源CO2					0
メタン					0
一酸化二窒素					0
その他 温室効果ガス					0
温室効果ガス 実排出量総計					0
温室効果ガス みなし排出量		-			0
目標設定の考え方					

※ 削減率(b) = (c) / (a) × 100 削減量(c) = (a) - (d)

《原単位を削減目標とする場合》

原単位算定に用いた指標：

生産量(t)

単位：排出量(t-CO₂)，原単位量(kg等)，削減率 (%)

温室効果ガスの種類	基準年度 (平成22年度)			原単位 削減目標	目標年度 (平成32年度)		
	排出量 (a)	原単位 数値 (b)	原単位 (c)	削減率 (d)	排出 見込量 (e)	原単位 見込数値 (f)	原単位 見込 (g)
エネルギー起源CO2	3,725	4,148	0.90	#VALUE!			
非エネルギー起源CO2				#VALUE!			
メタン				#VALUE!			
一酸化二窒素				#VALUE!			
その他 温室効果ガス				#VALUE!			
総排出量	3,725	4,148	0.90	#VALUE!			
エネルギー消費原単位 (原油換算 k l)	-	-	0.36	9.6	-	-	0.33
目標設定の考え方	エネルギー消費原単位として原単位ベース年1%の削減						

※ 削減率(d) = {(c) - (g)} / (c) × 100 原単位(c) = (a) / (b) 原単位見込(g) = (e) / (f)

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置項目及び目標並びに具体的な取組み等

○ 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	電気使用量の削減	エネルギー消費原単位 年1%の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧縮機をインバーター式に更新 ・ 空気圧縮機の吐出圧力の低減 ・ 圧縮空気の配管、及び機器の空気漏れの低減 ・ 鋳物溶解炉開口部の放熱損失低減 ・ 変圧器をトップランナー変圧器に更新 ・ 集塵機のダスト排出方法を見直し、不要になる機器を撤去 ・ 水銀灯をLED器具に更新 ・ 蛍光灯をLED器具に更新
2			
3			
4			

※ 原単位で作成する場合は、数値目標欄の記載例中、「使用量」を「原単位」に適宜読み替えること

○ 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する取組み（環境価値の活用等）

	種類	合計量
1		
2		
3		

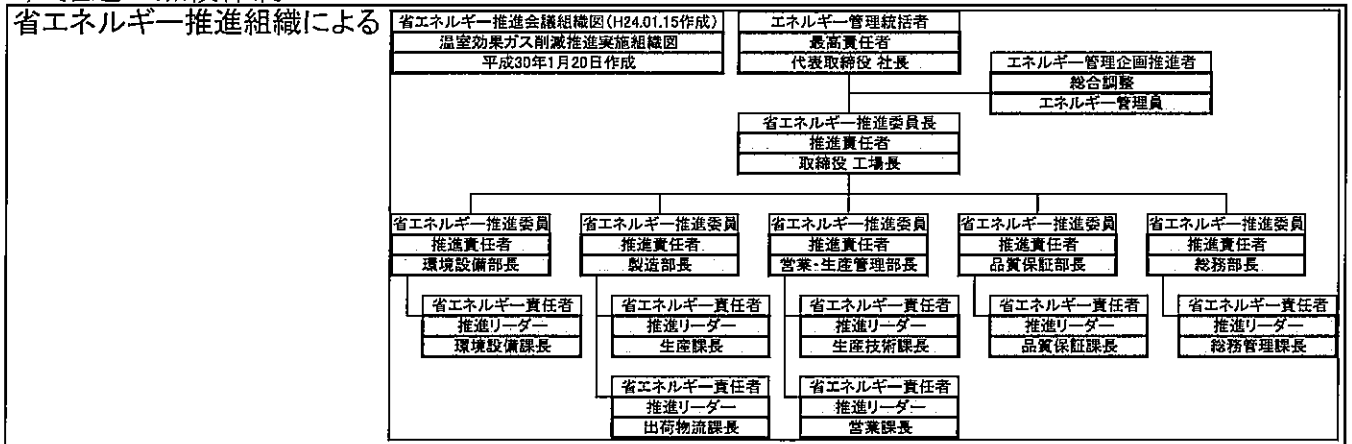
○ その他の取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1			
2			
3			

※ 環境に配慮した実践的な取組みなどをされていれば記入してください。

7 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

(1) 推進・点検体制



(2) 実施状況の点検・評価

環境設備部を中心として、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組である省エネの取り組み状況の把握・点検及び問題点の検討を行い、省エネ推進委員会において定期的に評価・見直し等を行う。

(3) 計画書等の公表

事業所に備え付けて閲覧する。